

平成 26 年 4 月から産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります

従来も育児休業期間中には社会保険料の免除制度はあったのですが、平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方は、産前産後休業期間中においても社会保険料（平成 26 年 4 月分以降の保険料）が免除になります。

事業主負担分・個人負担分の両方が免除になります。

免除にするためには、「産前産後休業取得者申出書」を管轄年金事務所に提出する必要があるのですが、提出漏れのないよう注意しましょう。

詳しくは、弊社までお問い合わせいただくか、日本年金機構ホームページをご覧ください。

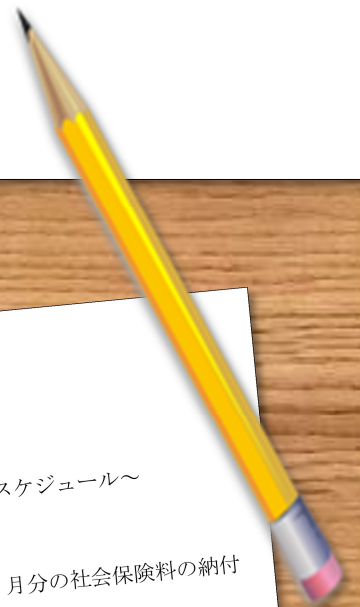
介護保険料率が変わります

平成 26 年度の 3 月分（4 月納付分）より、介護保険料率が現行の **1.55% から 1.72%** へと引き上げになります。介護給付費が年々増加していることに伴う引き上げです。

健康保険料率につきましては、東京支部は据え置かれ、**9.97%** のままとなりました。

健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

東京支部以外の都道府県健康保険料率は、全国健康保険協会のホームページからご確認ください。



3 March 2014

～労務・税務スケジュール～

労務	3/1～3/31	2 月分の社会保険料の納付
税務	3/1～3/31	2 月分の源泉徴収所得税・ 特別徴収住民税の納付



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>